

お客様各位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成 30 年 9 月 30 日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申し出期間内に申出をお願いいたします。

記

《払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号》

マルネン株式会社

《払戻しの対象となる前払式支払手段の種類》

セルフ小松北 SS (小松市平面町カ 175-1) 発行の洗車プリカ
(1000 円、1500 円、3000 円、5000 円の 4 種類)

《払戻しの申出期間》

平成 30 年 10 月 1 日 (月) から平成 30 年 12 月 31 日 (月) まで (当日消印有効)

《払戻しの方法》

上記期間内に弊社北陸販売部 (下記) に電話連絡のうえ、洗車プリカの未使用残高券面と住所、氏名、払戻金額振込のための銀行口座を明記の上、下記住所までご送付下さい。未使用残高を確認のうえ、ご指定の銀行口座に振込にて払戻し致します。

郵送料ならびに振込手数料は弊社で負担致します。

但し、払戻し申出期間内にお申し出が無い場合は当該払戻し手続きから除外されます。また破損等により未使用残高が確認できない場合は払戻しが出来ない場合がございます。ご了承下さい。

《払戻しの場所ならびに連絡先》

マルネン株式会社 北陸販売部

<住所>石川県金沢市新神田 5-1 (〒921-8013)

<電話>076-291-8320

※受付時間 9 時～18 時 (土曜、日曜、祭日は休業)

マルネン株式会社

平成 30 年 10 月 1 日

以上